

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！ 憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2010年 1月 28日 151

〒319-1112

東海村村松2401-2

oon_a_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

茨城港について
考えてみましょう

茨城港（いばらきこう）は、
日立市、東海村、ひたちなか市、大洗町にまた
がる重要港湾。港湾管理者は茨城県。

国土交通省関東地方整備局 鹿島港湾・空
港整備事務所および茨城港HPより



自動車・バラ貨物等の取り扱いを基本に既
存ストックを活用しつつ、新たなニーズ等
多様化する物流に貢献する



外内貿コンテナ、国際ROROを中心に、北関東
自動車道の開通による背後圏拡大を円滑に受
け止めるため広大な開発空間を活かし、企業
立地の促進、物流需要に貢献する



フェリー・旅客船を中心とした物流・人流を
基本とし、国際港湾としてのブランド価値を
向上させ国内外のクルーズ船の誘致するなど、
にぎわい拠点を形成する

茨城港は、2008年12月25日、旧日立港・常
陸那珂港・大洗港の茨城県北3港を統合する形で発足
しました。

港湾法第2条第2項において「国際海上輸送網又は
国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に
重大な関係を有する港湾で政令で定めるもの」と定義
された重要港湾です。

東海村は、常陸那珂港建設工事（1989年工事着
手。もともと重要港湾）に関連して、茨城県との協定
にもとづき、これまで港湾整備負担金を支出してきま
した。

その金額は、2008年度東海村一般会計決算時で、
総額39億5691万8千円におよんでいます。

ところが港湾法では・・・

（費用の負担）

第四十二条 港湾管理者が、重要港湾において、一般
公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設又は係
留施設（これらの施設のうち国土交通省令で定める小規模
なものを除く。）の建設又は改良の重要な工事をする場合
には、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれ
ぞれその十分の五を負担する。

加えて地方財政法では・・・

（都道府県が市町村に負担させてはならない経費）

第27条の2 都道府県は、国又は都道府県が実施し、
国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂
防、港湾及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ
広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費
で都道府県が負担すべきものとされているものの全部
又は一部を市町村に負担させてはならない。

茨城県が強引に締結した協定は、違法？！

茨城県は、ひたちなか市および東海村と協定を結び、
工事の割合に応じて負担金を求めてきました。その結
果、本村での支出合計額が上記になりますが、上記2
法律から見て、県がひたちなか市と東海村に負担金を
求める事は違法ですし、ひたちなか市と東海村が支出
することも違法になるのではないのでしょうか。

日本共産党は、当初から「負担金支出は不当支出」とし
て反対してきました。

バックナンバーは <http://www.jcp-net.jp/ibahoku/toukai/oon/> をご覧ください